上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設応募用地 土地所有権以外の権利消滅に関する同意書

私は、上尾市、伊奈町(以下「両市町」という。)が候補地として決定したことを受け、私が所有する以下の土地を両市町が定める時期及び方法に従い、所有権移転することについて同意します。

これに伴い、土地所有権以外の権利について登記がなされている場合は、権利消滅後速やかにこれを抹消します。

また、私は、本日以降、前述の権利消滅が行われるまでの間に、当該土地の一部または全部の所有権を第三者に移転、または、担保に供するなど一切の処分をするときは、事前に両市町の承諾を得るとともに、当該第三者に対し、両市町が定める時期及び方法に従い、本権利を消滅させる義務を継承させます。

令和 年 月 日

同意者(権利関係者)

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 上伊 一郎 (署名してください)

(EII)

【土地及び本件権利】(土地全部事項証明書どおりに記載してください。)

不動産				土地所有者		権利
所 在	地	地	地積	住所	氏名	種類
	番	目	m [*]			
〇〇市〇〇町	1 1 1	畑	3, 000	〇〇市〇〇町 〇〇番地	上伊 太郎	地上権
"	"	"	"	"	"	抵当権

[※] 所有権以外の権利とは、占有権、地上権、永小作権、地役権、入会権、留置権、先取得権、 (根)質権、(根)抵当権、鉱業権、採掘権や差し押さえの債権などを言います。

上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設応募用地 土地所有権以外の権利消滅に関する同意書

私は、上尾市、伊奈町(以下「両市町」という。)が候補地として決定したことを受け、私が所有する以下の土地を両市町が定める時期及び方法に従い、所有権移転することについて同意します。

これに伴い、土地所有権以外の権利について登記がなされている場合は、権利消滅後速やかにこれを抹消します。

また、私は、本日以降、前述の権利消滅が行われるまでの間に、当該土地の一部または全部の所有権を第三者に移転、または、担保に供するなど一切の処分をするときは、事前に両市町の承諾を得るとともに、当該第三者に対し、両市町が定める時期及び方法に従い、本権利を消滅させる義務を継承させます。

令和 年 月 日

同意者(権利関係者)

住所

氏名 (署名してください) 印

【土地及び本件権利】(土地全部事項証明書どおりに記載してください。)

【工地及び本件権利】(工地主即事項証明者とおりに記載してべたが。)										
不動産				土地所有者		権利				
所 在	地	地	地積	住所	氏名	種類				
	番	目	m							
	щ									

※ 所有権以外の権利とは、占有権、地上権、永小作権、地役権、入会権、留置権、先取得権、 (根)質権、(根)抵当権、鉱業権、採掘権や差し押さえの債権などを言います。